

チケットの高額転売が禁止に！ ～チケット不正転売禁止法 6月スタート～

政府広報オンラインより

人気のコンサートや舞台、スポーツイベントなどのチケットを、業者や個人が買い占め、オークションやチケット転売サイトなどで定価を大幅に上回る価格で販売する「高額転売」。このような不当な転売により、チケットを本当に求めている人にとって入手しづらい状況が続いてきました。そこで、チケットの高額転売等を禁止するため、2019年6月からチケット不正転売禁止法がスタートします。



アドバイス

- 転売チケットでは当日会場に入場できないおそれがあります。
- お金を振り込んだのにチケットが受けとれず、売った相手と連絡がつかなくなるケースが発生しています。
- オークションや転売サイトなど個人と個人の取引でチケットが転売された場合、返金の取り決めをしていないことが多いため、売り手に返金の義務はありません。また、興行主がチケットの転売を禁止した場合は、チケットの返金を求めることも難しい場合があります。
- チケットは、正規のルートで買きましょう。チケットの価格やキャンセルに関する情報、利用条件を確認しましょう。また、チケットを売買する場合、公式のリセールサイトを利用しましょう。（※リセールサイトとは、希望する方に定価で再販売するサイト）
- 不安な時、困った時は、名寄市消費生活センターに相談して下さい。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日